

国立大学法人京都教育大学教職員安全衛生管理規程

平成16年 4月 1日 制 定
令和 4年 3月 28日 最終改正

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学教職員就業規則に基づき国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の安全衛生及び健康管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の安全衛生及び健康管理に関しては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)その他の関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(総括安全衛生管理者)

第3条 学長は、理事又は副学長のうちから、総括安全衛生管理者を指名する。

2 総括安全衛生管理者は、衛生管理者、安全衛生推進者及び作業主任者を指揮するとともに、安全衛生及び健康管理に関する業務を統括管理する。

(衛生管理者)

第4条 藤森地区に、衛生管理者を置き、法令に定める資格を有する教職員のうちから学長が指名する。

2 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮のもとに、教職員の安全衛生管理に関する次の業務を行うものとする。

- 一 教職員の健康障害を防止するための措置に関すること
- 二 教職員の衛生のための教育の実施に関すること
- 三 健康診断の実施、その他の健康の保持増進のための措置に関すること
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策等に関すること
- 五 その他教職員の安全及び衛生に関すること

3 衛生管理者の業務を補助する者として安全衛生管理担当者を置き、事務局の課長、学科主任、大学院連合教職実践研究科の系主任、センターの長をもって充てる。

(衛生管理者の定期巡視及び権限の付与)

第5条 衛生管理者は少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害の恐れがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するための措置を講じなければならない。

2 衛生管理者を複数選任した場合は、業務を分担する。

3 衛生管理者は、安全衛生に関する措置をなし得る権限を有する。

(安全衛生推進者)

第6条 各附属学校に、安全衛生推進者を置き、当該職務を担当するのに必要な能力を有すると認められる教職員のうちから学長が指名する。

2 安全衛生推進者は、第4条第2項に掲げる業務を担当する。

3 安全衛生推進者の業務を補助する者として安全衛生推進担当者を置き、附属学校各主査をもって充てる。

(産業医)

第7条 本学に、産業医を置き、法令で定める資格を有する医師である教職員のうちから学長が指名する。

2 産業医は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 定期的な作業場等の巡視
- 二 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること
- 三 職場環境の維持管理に関すること
- 四 作業の管理に関すること
- 五 教職員の健康管理に関すること
- 六 健康教育、健康相談等その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- 七 衛生教育に関すること
- 八 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

3 産業医は、教職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、学長又は総括安全衛生管理者に対し、教職員の健康管理等について勧告を行い、及び前項各号に掲げる事項について、衛生管理者及び安全衛生推進者（以下「衛生管理者等」という。）に対して指導助言を行うことができる。

（作業主任者）

第8条 本学に、別表第一に掲げる作業の区分に応じて作業主任者を置き、法令に定める資格を有する教職員のうちから学長が指名する。

（作業主任者の責務）

第9条 作業主任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 当該作業に従事する教職員を指揮すること
- 二 労働災害の防止に関する措置に関すること

（作業主任者の選任、変更等）

第10条 安全衛生管理担当者及び安全衛生推進担当者（以下「担当者等」という。）は、作業主任者を選任、変更等したときは、速やかに「作業主任者（設置・変更・廃止）届」を衛生管理者等に届出なければならない。

（安全衛生委員会）

第11条 藤森地区に安全衛生委員会を置く。

2 安全衛生委員会は、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して学長に対し意見を述べることができる。

3 安全衛生委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（保健衛生委員会）

第12条 各附属学校に保健衛生委員会を置く。

2 保健衛生委員会は、所属教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して学長に対し意見を述べるができる。

3 保健衛生委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（勤務環境等について講ずべき措置）

第13条 担当者等は、定期に職場の巡視を行い、換気その他の空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置が必要な場合は、衛生管理者等に報告するものとする。

2 衛生管理者等は、緊急を要する報告を受けた場合は、直ちに措置を講じ、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(作業環境測定)

第14条 別表第二に掲げる有害な業務を行う作業場は、作業環境測定を実施しなければならない。

(健康診断の実施)

第15条 総括安全衛生管理者は、別表第三に掲げる健康診断について、産業医の指導を受けそれぞれ計画し、実施するものとする。

2 前項の健康診断について、医師の証明書によりその検査結果を利用することができるのと産業医が認めたときは、当該健康診断の検査に代えることができる。

3 VDT作業に従事する者の健康診断等については、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(平成14年基発第0405001号)によるものとし、作業区分については別表第四、健康診断については、別表第五のとおりとする。

(診断結果による事後措置)

第16条 担当者等は、医師が、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた教職員、及び病気療養のため休暇中の教職員で、治ゆ又は軽快により職場復帰できると認めた教職員については、医師の意見書、職務内容、勤務の強度等に関する資料を衛生管理者等を経由し、産業医に提示し、別表第六に規定する指導区分の決定又は変更を受け、その結果を総括安全衛生管理者を経由し、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の規定により指導区分の決定又は変更を受けた教職員については、配置換え、労働時間の短縮等の適切な事後措置をとるものとし、「事後措置通知書」を担当者等を経由して教職員に通知するものとする。

3 学長は、前項の事後措置の実施にあたり、次の各号に掲げる教職員についてやむを得ないと認める場合には、業務に就くことを禁止することができる。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の教職員に感染のおそれが高いと認められる者

二 精神障害のため業務に就かせることが著しく不相当と認められる者

4 学長は、前項の規定による就業の禁止の措置を講ずる場合には、「就業禁止通知書」を担当者等を経由して教職員に通知するものとする。

(健康診断の結果の通知)

第17条 産業医は、健康診断を受けた教職員に対し、遅滞なくその結果を通知するものとする。

(健康管理の記録)

第18条 産業医は、健康診断の結果、指導区分及び事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、「健康診断票」を作成し、これを教職員の健康管理に関する指導のために活用しなければならない。

2 前項の記録は、退職後5年間保管しなければならない。

(健康教育等)

第19条 総括安全衛生管理者は、教職員に対する健康教育及び健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 学内健康保持増進体制の整備

二 教職員に対する健康測定、メンタルヘルスケア、栄養指導、保健指導等健康保持増進措置を講ずるよう努めなければならない。

三 健康保持増進措置を講ずるために必要な人材の確保及び施設、設備の整備

四 その他教職員の健康の保持増進に必要な措置

(危険を防止するための措置)

第20条 教職員は、危険が生じると判断した場合は、災害の発生を防止するために、直ちに、担当者等に報告し、担当者等は衛生管理者等の指示を仰ぐものとする。

(非常災害時の措置)

第21条 教職員は、非常災害が発生し、又は災害発生の危険が急迫したことを知った場合は、緊急の措置をとるとともに、直ちに、担当者等に報告し、担当者等は衛生管理者等の指示を仰ぐものとする。

2 衛生管理者等は、当該危険等に係る場所、教職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、教職員の待避、拡大を防ぐための緊急作業、立入禁止等の適切な措置を講じなければならない。

3 衛生管理者等は、次の各号に掲げる災害又は事故が発生したときは、「事故報告書」を、速やかに総括安全衛生管理者に報告するものとする。

一 教職員が死亡することとなった災害

二 教職員が同一原因で3人以上負傷し、窒息し、又は急性中毒にかかることとなった災害

三 火災、ボイラーの破裂等の事故で重大なもの

(特定機械等の使用等の制限)

第22条 学長は、安衛法第40条他に定める特定機械等については、所定の条件を満たすものでなければ設置し、又は教職員に使用させてはならない。

(機械等の定期自主検査)

第23条 安衛法第45条に定める機械等(別表第七)については、年1回定期に自主検査を行うものとする。

2 前項の規定による機械等の検査は、資格を有する業者に実施させ、その結果について記録を作成させるものとし、記録は衛生管理者等が保存しなければならない。

(設備等の届出)

第24条 教職員は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)別表第七の上欄に掲げる機械等を設置し、変更し、若しくは、廃止等を行う場合は、担当者等を經由して衛生管理者等に申し出、許可を得るものとする。

2 衛生管理者等は、前項の規定により許可を与えた場合は、総括安全衛生管理者に報告するものとする。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、教職員の安全衛生及び健康管理に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月24日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則 (平成25年規程第35号)

この規程は、平成25年9月27日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則 (令和2年規程第56号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第83号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。